


平成28年 1月～

個人番号(マイナンバー)の利用が始まりました

個人番号が必要な手続きでは、『個人番号の確認』が新たに加わります


例) 個人番号の記載が必要な申請書を役場に提出する場合

個人番号の確認



+

本人確認



通知カードまたは個人番号付きの住民票 + 本人確認 → 運転免許証またはパスポートなど

※通知カードをお持ちでない場合は、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。通知カードは免許証などと一緒にご持参ください。

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるもの(国民健康保険被保険者証と年金手帳など)が必要です。

個人番号カードがあれば、これ1枚で『個人番号の確認』と『本人確認』ができます



- ・個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- ・既に申請いただいている方へは、順次、交付通知書でお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

暮らし	手続き	問合先	税金	手続き	問合先
住民票・戸籍	・転入・転居・転出などの異動 ・戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください	役場住民課 ☎62-2411	町民税	・町・県民税申告書の提出 ※ ・給与支払報告書の提出 ※ ・公的年金等支払報告書の提出 ※ ・町・県民税減免申請書の提出 ※	役場税務課 ☎62-2414
	町営住宅	・町営住宅への入居申し込みなどに関する事務		役場建設課 ☎62-2420	
			軽自動車税	・軽自動車税減免申請書の提出	
			固定資産税	・相続人代表者指定届の提出 ・償却資産申告書の提出 ・固定資産税減免申請書の提出	


※平成28年分以降の所得に係る申告書から適用

保険・医療	手続き	問合先
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・加入・脱退 ・就学や施設入所のための市外転出 ・被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 ・特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 ・第三者行為による被害の届出 ・被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付申請 ・税の軽減・一部負担金の免除等申請 	役場住民課 ☎62-2412
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・加入 ・被保険者証の再交付申請 ・特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 ・高額療養費の支給申請 	

福祉	手続き	問合先
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定・更新・区分変更の申請 ・被保険者証等の再交付の申請 ・負担限度額認定証の申請 ・高額介護サービス費の支給申請 ・特定福祉用具購入費の支給申請 ・住宅改修費の支給申請 	役場福祉保健課 ☎62-2413
障害福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の申請 ・特別障害者手当、障害児福祉手当の申請 ・障害者総合支援法に基づく補装具費、地域生活支援事業、障害福祉サービスに関する申請 ・精神障害者保健福祉手帳に関する申請 ・自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に関する申請 	
福祉一般	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 ・生活保護の申請 	
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する申請 ・保育所に関する申請 ・母子健康手帳の交付申請(妊娠届出) ・未熟児養育医療の給付申請 	

※上記の手続き以外にも、個人番号が必要になる場合があります。

手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期が異なります。詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん